

障害福祉サービス事業所等における運営時の留意事項について

1 人員配置について

項目	No.	改善が必要とされる事項	指導事項	サービス種別
共通	1	管理者、サービス管理責任者、直接処遇職員等の数が、サービスごとに基準で定める必要数を満たしていない。	<p>職員の退職、法人内での配置換え等があった場合は、サービスごとに配置基準上必要な人員を満たしているか<u>定期的に確認し</u>、満たしていない場合は、人員基準を満たすための措置を速やかに取ること。</p> <p>また、人員基準を満たす見込みがない場合は、早急に休止届又は廃止届を市障害福祉課へ届け出ること。</p> <p>なお、実施指導時に人員が欠如している状態を確認した場合は、<u>減算・過誤調整等の対象となる可能性があるため注意すること。</u></p>	
医師の配置	2	医師の出勤状況について記録しておらず、月1回以上の勤務実態が確認できない。	<p>生活介護事業所又は生活介護を行う障害者支援施設については、『日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために利用者の障害の特性等に応じて必要数の医師を配置すること』とされており、月1回以上の医師の配置が求められている。医師を配置する場合は、<u>必ず出勤簿等に医師の出勤状況について記録すること。</u></p> <p>なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）及び留意事項通知により、指定生活介護事業所において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応する事が可能な場合に限り、医師未配置減算を適用することで、医師を配置しない取扱いとすることができることとなっているため、医師を配置しない場合は、<u>医師未配置減算の手続きを忘れずに行うこと。</u></p>	生活介護
	3	<p>医師の代わりに、看護師等により利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応しているが、医師未配置減算を適用していない。</p> <p>また、医師を配置している場合であっても、年に数回、健康診断や予防接種のために来所している等、医師が月1回以上出勤していない。</p>		

項目	No.	改善が必要とされる事項	指導事項	サービス種別
サービス管理責任者	4	サービス管理責任者が夜間業務に従事しており、夜間の直接処遇職員の数が基準で定める必要数を満たしていない。	サービス管理責任者は原則として専任かつ常勤でなければならないため、 <u>夜間業務はサービス管理責任者と異なる職員が従事すること。</u> ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は障害者支援施設等の他の職務に従事することが可能であるが、この場合は、 <u>兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、サービス管理責任者の他の職務に係る勤務時間を算入することはできない</u> ため注意すること。	施設入所支援
共同生活援助における取扱い	5	一体的に運営が行われている共同生活住居の利用定員の合計数が21人以上であるが、大規模住居等減算を適用していない。	同一敷地内又は近接的な位置関係にあり、かつ、 <u>世話人又は生活支援員の勤務体制がそれぞれの共同生活住居の間で明確に区分されていない場合は、一体的な運営を行っているものとして取り扱うこと</u> となり、それぞれの共同生活住居の利用定員の合計が21人以上の場合、大規模住居等減算が適用されるため注意すること。なお、大規模住居等減算を適用しない取扱いとする場合は、必ず <u>世話人又は生活支援員の勤務体制についてそれぞれの共同生活住居の間で明確に区分する必要があるため注意すること（勤務形態一覧表をそれぞれ作成）。</u>	共同生活援助
<p>【例】 近接的な位置にある3つの住居の定員が、それぞれ、住居A（7名）、住居B（7名）、住居C（7名） (1)勤務体制を明確に区分している場合 ⇒ 一体的な運営をしているものとして取り扱わず、各住居の利用定員が8名未満のため、<u>大規模住居等減算は適用されない。</u> (2)勤務体制を明確に区分していない場合 ⇒ 一体的な運営をしているものとして取り扱うため、各住居の定員の合計が21名となり、<u>大規模住居等減算が適用される。</u></p>				

項目	No.	改善が必要とされる事項	指導事項	サービス種別
管理者	6	管理者が常勤でない。	管理者、サービス管理責任者（又は児童発達支援管理責任者）、従業者の配置基準については、サービスごとに規定されています。各事業所において、サービスごとに配置基準を満たしているか必ず定期的に確認すること。特に職員の異動が生じた場合には注意が必要である。又、管理者、従業者等の勤務実績を、出勤簿等により適正に記録すること。特に同一の従業者が複数の職種に就いている状況で、職種ごとの勤務時間が把握されていない場合には、配置基準を満たしているか確認ができなくなるため注意すること。	共同生活援助
サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者	7	サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者について、専任かつ常勤である者が配置されていない。（多機能型又は管理者との兼務を除く。）	サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者は、専任かつ常勤である必要があり、 多機能型ではない複数の事業所のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者等の兼務及び直接処遇職員との兼務等（時間を分けて異なる職種に従事することを含む）はできないため、注意すること。	共同生活援助を除く
直接処遇職員（常勤・非常勤）	8	直接処遇職員の配置について、常勤として配置している直接処遇職員が、法人内の複数のサービスの業務に従事しており、常勤要件を満たしていない。	複数のサービスの業務に従事しており、全サービスの勤務時間の合計が事業所で定める常勤の勤務時間を満たしている場合は、各サービスでそれぞれ「常勤・兼務」として取り扱うのではなく、「 非常勤・専従 」として取り扱うため、直接処遇職員を配置する際は注意すること。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人で定める常勤の勤務時間：160時間 ・同一法人内で運営する就労移行支援で職業指導員として勤務した時間：80時間 ・同一法人内で運営する就労継続支援B型で生活支援員として勤務した時間：80時間の場合 <p>⇒ 就労移行支援：職業指導員（非常勤・専従） 就労継続支援B型：生活支援員（非常勤・専従）の職員として取り扱う。</p> </div>				

項目	No.	改善が必要とされる事項	指導事項	サービス種別
施設外就労	9	施設外就労を行う場合、施設内外それぞれの利用者数に応じた職員が配置されていない。	施設外就労を行う場合は、施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数の職員を配置し、事業所については、施設外就労を行う利用者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数の職員を配置すること。	就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）
児童指導員又は保育士	10	障害児通所支援事業所において、利用している障害児の数が11人以上の日に、児童指導員又は保育士等の人員配置基準を満たしていない。	<p>利用している障害児の数が10名を超える（11人以上である）日に、児童指導員又は保育士等の直接処遇職員が2名しか配置されておらず、人員配置基準を満たしていない事例が見られるため、日ごとに利用している障害児の数に応じて必要な数の直接処遇職員を配置すること。</p> <p>なお、上記の指導は、「直接処遇職員を必要数配置すれば定員の超過を許容する」という趣旨のものではなく、サービス提供の際は、<u>「災害、虐待その他のやむを得ない事情」がある場合を除き、利用者の数が定員を超えてはならないことに注意すること。</u></p>	児童通所系サービス